

鋼製ペールの性能試験及び安全性能に関する基準に係る細目基準

平成 4 年 7 月 1 日 制定

一部改正 平成 10 年 7 月 13 日

最終改正 令和 4 年 12 月 1 日

第 1 目的

この細目基準は、鋼製ペールの性能試験及び安全性能に関する基準（平成 4 年 7 月 1 日制定。以下「安全性能基準」という。）第 6 に基づき、鋼製ペールの試験確認を実施するにあたり必要な基準の細部事項について定めることを目的とする。

第 2 用語の定義

この細目基準で用いる用語の定義は、運搬容器の試験確認に係る業務規程（以下「業務規程」という。）に定めるところによる。

第 3 代表缶の選定

安全性能基準第 4 に定める設計仕様の差異が軽微で性能試験の結果に影響しないと協会が認める場合とは次の場合をいい、性能試験はそれぞれの定めに従い実施する。

- 1 安全性能基準、別記 1（以下、第 3 において「別記 1」という。）の内容が全て同じで、口栓の厚さ以外の形状が相似形である場合（口栓の厚さが同じものに限る。）

性能試験は、最も面積の大きな口栓を有するものについて行う。

- 2 1 にかかわらず、積み重ね試験については別記 1 の内容のうち寸法の高さのみが異なる場合（口栓の形状は考慮しない。）

積み重ね試験は、安全性能基準、第 5、5 (2)ウに定める計算結果が、最も重くなるものについて行う。

- 3 別記 1 の内容のうち寸法の高さのみが異なり、かつ、口栓の厚さ以外の形状が相似形であって、寸法の高さが最も高いものが口栓の面積も最も大きくなる場合
性能試験は、寸法の高さが最も高く、かつ、口栓の面積が最も大きいものについて行う。

第 4 性能試験基準

1 落下試験

(1) 液体を収納する天板取外し式の鋼製ペールについては、内圧と外圧が平衡に達する前に合否を判定する。

(2) 確認工場で全数気密試験を実施している鋼製ペール（天板取外し式のものに限る。）については、第 4 類の危険物（引火点が 60℃以上のもの又は危険物の

規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（平成元年3月自治省告示第37号）附則第2条第6項の適用を受けるものに限る。）を収納するもの限り、当分の間、安全性能基準等第5、2(2)エ(ア)の表中、第1回落下は底面を衝撃点とするように対面落下させ、第2回落下は省略することができる。

2 気密試験

(1) 加圧の方法は、鋼製ペールの内部に空気圧力を加えるほか、確実に漏れを発生できると認められる場合に限り、鋼製ペールの内部の空気を排除（負圧）する方法とすることができる。

(2) 空気圧力を加え圧力計を用いて判定する場合の試験の方法は、次による。

ア 圧力計

圧力計は、最小目盛が試験圧力の5%以下であり、これを読み取ることができる精度のものであること。

イ 加圧の方法

圧力計を監視しながら加圧装置により空気を供試品に注入し、安全性能基準第5、3(3)に定める試験圧力以上まで加圧し、容器の膨張等による圧力変動が収まった後に試験圧力を設定する。

ウ 判定方法

10分間の静置時間をおいたとき、圧力の降下が試験圧力の5%以内の場合は、合格とする。

(3) 空気圧力を加えるためのジグを取り付ける等で加工したふた類を使用した場合で当該加工したふた類から漏れがあるときは、鋼製ペールの天板の開口部に欠陥のある場合を除き、当該加工したふた類を交換し再度試験を行うことができる。

3 内圧（水圧）試験

水圧力を加えるためのジグを取り付ける等で加工したふた類を使用した場合で当該加工したふた類から漏れがあるときは、鋼製ペールの天板の開口部に欠陥のある場合を除き、当該加工したふた類を交換し再度試験を行うことができる。

附 則（平成4年7月1日制定）

この基準は、平成4年7月1日から実施する。

附 則（平成10年7月13日一部改正）

この基準は、平成11年10月1日から実施する。

附 則（令和4年12月1日一部改正）

この細目基準は、令和5年4月1日から実施する。